

1. 構造の安定に関すること

1－1	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）<1－3において免震建築物であるとされたものを除く>地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ
等級3	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
等級2	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
等級1	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度
1－2	耐震等級（構造躯体の損傷防止）<1－3において免震建築物であるとされたものを除く>地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
等級3	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
等級2	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
等級1	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
1－3	その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） 評価対象建築物が免震建築物であるか否か
1－4	耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） 暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
等級2	極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の1.2 倍の力に対して損傷を生じない程度
等級1	極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
1－5	耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）<多雪区域のみ適用> 屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
等級2	極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）の1.2 倍の力に対して損傷を生じない程度
等級1	極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
1－6	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法 地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法
1－7	基礎の構造方法及び形式等 直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長

2. 火災時の安全に関すること

2－1	感知警報装置設置等級（自住戸火災時） 評価対象住戸において発生した火災の早期の知のしやすさ
等級4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
等級3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
等級2	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
等級1	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
2－4	脱出対策（火災時） 通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策
2－5	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部）） 延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ
等級3	火災を遮る時間が60 分相当以上
等級2	火災を遮る時間が20 分相当以上
等級1	その他
2－6	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外）） 延焼のおそれのある部分の外壁等（開口部以外）に係る火災による火熱を遮る時間の長さ
等級4	火熱を遮る時間が60 分相当以上
等級3	火熱を遮る時間が45 分相当以上
等級2	火熱を遮る時間が20 分相当以上
等級1	その他

3. 劣化の軽減に関すること

3－1	劣化対策等級（構造躯体等） 構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を延長するため必要な対策の程度
等級3	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代（おおむね75～90年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を延長するため必要な対策が講じられている
等級2	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代（おおむね50～60年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を延長するため必要な対策が講じられている
等級1	建築基準法に定める対策が講じられている

4. 維持管理・更新への配慮に関すること

4－1	維持管理対策等級（専用配管） 専用の給排水管及びガス管の維持管理（清掃、点検及び補修）を容易とするため必要な対策の程度
等級3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
等級2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
等級1	その他
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	
5－1	断熱性能等級 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
等級4	熱損失等の大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている
等級3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている
等級2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている
等級1	その他
5－2	一次エネルギー消費量等級 一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
等級5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のため誘導すべき基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第12条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている
等級4	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている
等級1	その他

6. 空気環境に関すること

6－1	ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等） 居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策
	「ホルムアルデヒド発散等級」 居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等を使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ
等級3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない（日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上）
等級2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない（日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上）
等級1	その他
6－2	換気対策 室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するための必要な換気対策 「居室の換気対策」 住宅の居室に必要な換気量が確保できる対策 「局所換気対策」 換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策
6－3	室内空気中の化学物質の濃度等 評価対象住戸の空気中の化学物質の濃度及び測定方法

7. 光・視環境に関すること

7－1	単純開口率 居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合
7－2	方位別開口比 居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率

8. 音環境に関すること

8－4	透過損失等級（外壁開口部） 居室の外壁に設けられた開口部に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度
等級3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能（日本産業規格のR _m (1/3)-25相当以上）が確保されている程度
等級2	優れた空気伝搬音の遮断性能（日本産業規格のR _m (1/3)-20相当以上）が確保されている程度
等級1	その他

9. 高齢者等への配慮に関すること

9－1	高齢者等配慮対策等級（専用部分） 住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度
等級5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
等級4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている
等級3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている
等級2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている
等級1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている

10. 防犯に関すること

10－1	開口部の侵入防止対策 通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策
------	---

住宅の品質確保の促進等に関する法律 第5条第1項に基づく

建設住宅性能評価書

一戸建ての住宅（新築住宅）

下記の住宅に関して評価方法基準（平成13年8月14日 国土交通省告示第1347号（最終改正 令和元年11月15日 国土交通省告示第781号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

（上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。）

記

1 申請者：

東京都西東京市東伏見3丁目6番19号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

2 建築主：

東京都西東京市東伏見3丁目6番19号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

連絡先：042-464-5055

3 設計者：

東京都西東京市東伏見3丁目6番19号

タクトホーム株式会社 一級建築士事務所 高見澤 拓也

連絡先：042-464-5055

4 工事施工者：

東京都西東京市東伏見3丁目6番19号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

連絡先：042-464-8788

5 工事監理者：

東京都西東京市東伏見3丁目6番19号

タクトホーム株式会社 一級建築士事務所 古川 清貴

連絡先：042-464-5055

6 住宅の名称： 3921東村山市恩多町20期1棟1号棟392101400100

7 住宅の所在地：東京都東村山市恩多町二丁目39-41

評価書交付年月日	2022年4月5日	評価書交付番号	016-01-2022-2-1-03989
登録住宅性能評価機関名	ハウスプラス住宅保証株式会社		
機関登録番号	国土交通大臣 4		
評価員氏名	庄司 章		



評価結果

基本事項

事 項	内 容
住宅の階数	地上： 2 階 地下： 0 階
住宅の面積	建築面積： 50.51㎡ 延べ面積： 100.19㎡
住宅の構造	木造

* 確認の方法 評価方法基準第4の2(3)本文に掲げる方法による

項 目	結 果
1. 構造の安定に関すること ■ 1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) 〈3段階評価〉	3
■ 1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止) 〈3段階評価〉	3
■ 1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止 及び損傷防止)	☐ 免震建築物 ■ その他
■ 1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) 〈2段階評価〉	2
■ 1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) 〈2段階評価〉	該当区域外
■ 1-6 地盤又は杭の許容支持力等及び その設定方法	[地盤の許容応力度] 20(kN/㎡) [設定の根拠] SWS試験
■ 1-7 基礎の構造方法及び形式等	・ 直接基礎 [構造方法] 鉄筋コンクリート造 [形式] べた基礎

項 目	結 果
2. 火災時の安全に関すること ■ 2-1 感知警報装置設置等級 (住戸火災時) 〈4段階評価〉	3
■ 2-4 脱出対策(火災時)	該当なし
■ 2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部)) 〈3段階評価〉	1
■ 2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外)) 〈4段階評価〉	2
3. 劣化の軽減に関すること ■ 3-1 劣化対策等級(構造躯体等) 〈3段階評価〉	3
4. 維持管理・更新への配慮に関すること ■ 4-1 維持管理対策等級(専用配管) 〈3段階評価〉	3
5. 温熱環境 ・ エネルギー消費量に関すること ■ 5-1 断熱等性能等級 〈4段階評価〉	4 地域の区分： 6
■ 5-2 一次エネルギー消費量等級 〈3段階評価〉	5 地域の区分： 6
6. 空気環境に関すること ■ 6-1 ホルムアルデヒド対策 (内装および天井裏等)	☐ 製材等(丸太及び単層 フローリングを含む。)を 使用する。 ☒ 特定建材を使用する。 [ホルムアルデヒド発散等級] 〈3段階評価〉 内装： 3 天井裏等： 3 ☒ その他の建材を使用する。
■ 6-2 換気対策 (居室の換気対策)	機械換気設備
(局所換気対策)	便所： 機械換気設備 換気のできる窓 浴室： 機械換気設備 換気のできる窓 台所： 機械換気設備 換気のできる窓

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の凡例により明示する。

(凡例) ■：実施あり、□：実施なし

項 目	結 果
7. 光・視環境に関すること ■ 7-1 単純開口率	28 %以上
■ 7-2 方位別開口比	北： 2 %以上 東： 9 %以上 南： 55 %以上 西： 25 %以上 真上： 0 %
8. 音環境に関すること ■ 8-4 透過損失等級(外壁開口部)	北： 2 東： 2 南： 2 西： 2
9. 高齢者等への配慮に関すること ■ 9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分) 〈5段階評価〉	2

項 目	結 果
10. 防犯に関すること ■ 10-1 開口部の侵入防止対策	[1階] a: その他 b: その他 c: その他 [2階] a: 該当する開口部なし b: その他 c: その他

10-1. 評価対象開口部の区分
a. 住戸の出入口
b. 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)
c. a及びbに掲げるもの以外のもの